



美浜発電所 3号炉の 保安規定変更認可申請の概要について 【有毒ガスに関する規則改正】

関西電力株式会社

2020年7月22日

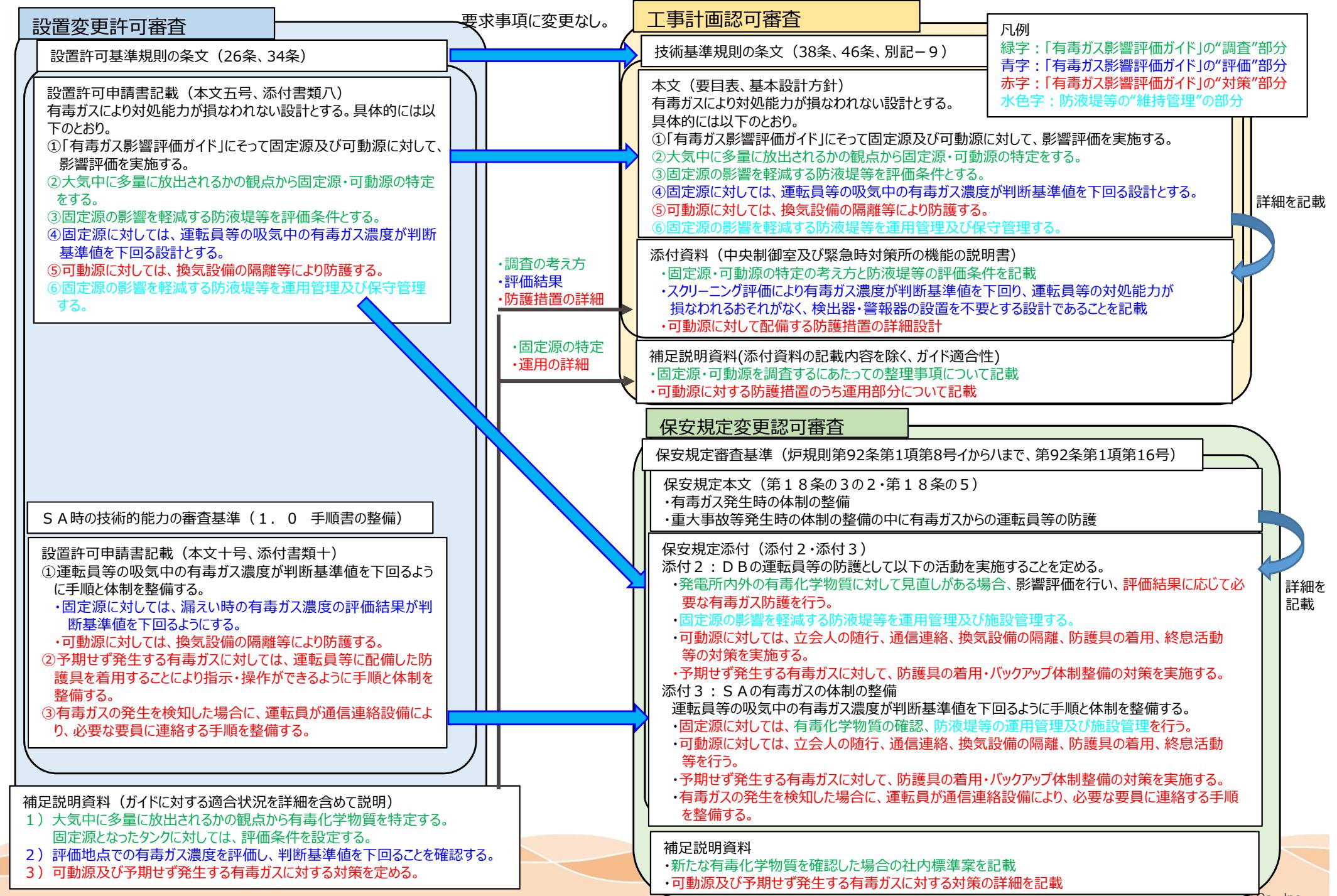


1. 有毒ガスに関する規則改正全体の考え方について
2. 保安規定審査基準の改正について
3. 保安規定への反映について



1. 有毒ガスに関する規則改正全体の考え方について

3



2. 保安規定審査基準の改正について

4

平成29年4月5日の第1回原子力規制委員会にて、保安規定審査基準^{※1}を含む有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正が決定され、5月1日に施行された。保安規定審査基準の改正は、以下のとおり、有毒ガス発生時に講ずべき措置、重大事故等の対応における発生した有毒ガスからの運転員等の防護について、保安規定に定めることが要求された。

- ・実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで

5. 地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。

- ・実用炉規則第92条第1項第16号

1. (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画は次に掲げる事項を含めること。

(略)

ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）

(略)

⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。

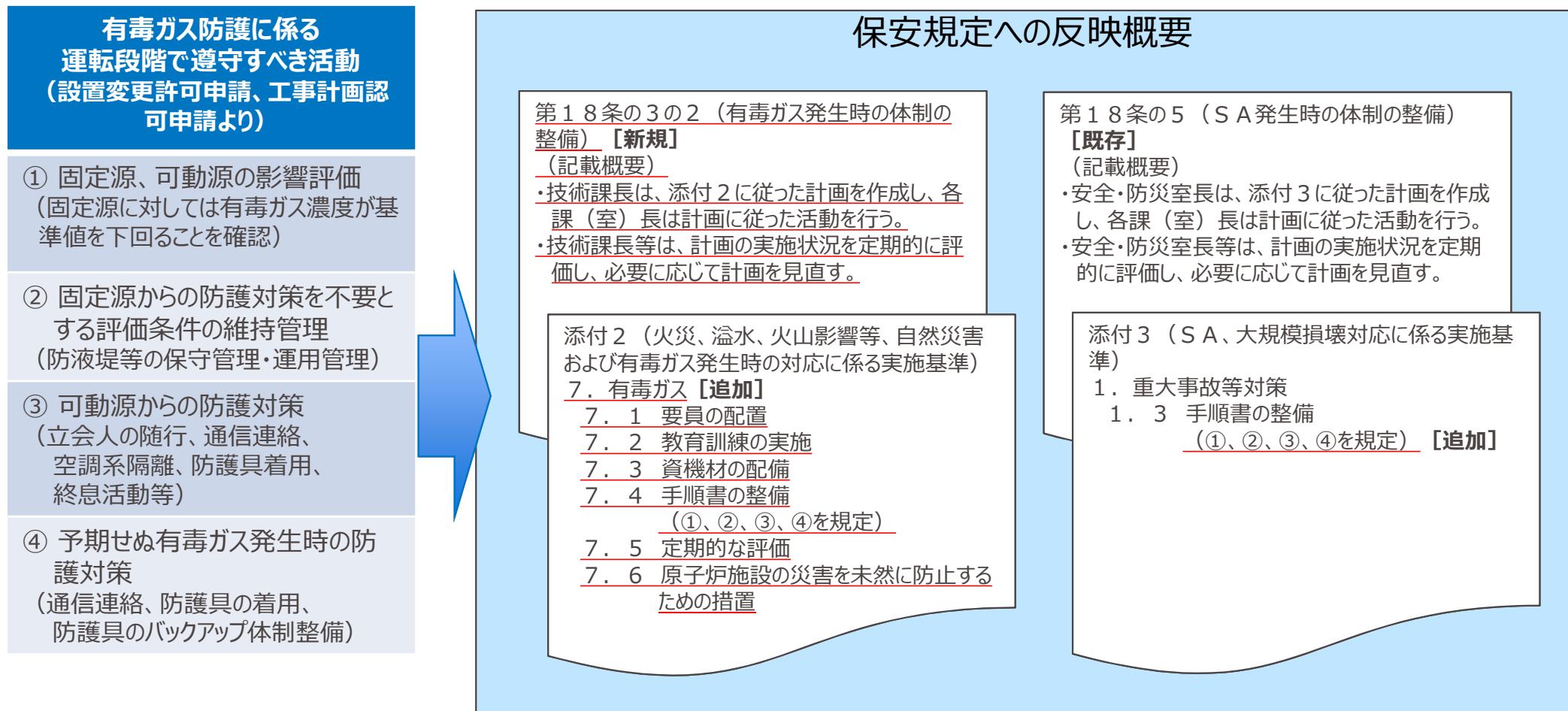
(以下略)

※1 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準

3. 保安規定への反映について（1／2）

5

有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正を踏まえた、設置変更許可申請、工事計画認可申請にて規定した事項について、運転段階で遵守すべき活動を保安規定に規定する。



3. 保安規定への反映について（2／2）

6

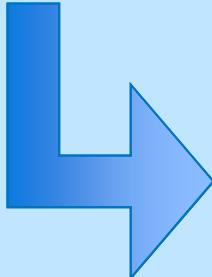
○ その他関連箇所への反映

有毒ガス対応の活動について、

第18条の3の2 および 添付2

第18条の5 および 添付3

に反映したことに関連し、次の条文も一部変更する。



第3章
保安管理
体制およ
び評価

第5条（保安に関する職務）
・有毒ガス対応の職務を明記。

第8条（原子力発電安全運営委員会）
・有毒ガス対応の社内標準制改正時の付議事項追加。

第10条（原子炉主任技術者の職務等）
・有毒ガス発生時の措置の確認を追加。

第15条（運転管理に関する社内標準の作成）
・有毒ガス対応の社内標準制定を追加。

第4章
運転管理

第18条（火災発生時の体制の整備）
第18条の2（内部溢水発生時の体制の整備）
第18条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）
第18条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）
・有毒ガス対応の添付2追加に伴う添付2名称の変更。

第10章
保安教育

第131条（所員への保安教育）
第132条（請負会社従業員への保安教育）
・非常時の措置に係る教育について、有毒ガス対応を追加。